

○姫路市文化財保護条例施行規則

昭和52年5月13日

教委規則第10号

改正 平成17年12月20日教委規則第15号

平成23年11月18日教委規則第12号

平成26年2月21日教委規則第12号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市文化財保護条例（昭和52年姫路市条例第11号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 市指定文化財

(指定申請書等の様式)

第2条 条例第5条第2項（条例第25条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく姫路市指定重要有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）、姫路市指定重要有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）又は姫路市指定史跡名勝天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）の指定申請は様式第1号によるものとし、同意は様式第2号によるものとする。

(指定書及び認定書)

第3条 条例第5条第4項（条例第25条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の指定書（以下「指定書」という。）の様式は、様式第3号によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定により姫路市指定重要無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体に認定したものには、様式第4号による認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

(保存関係者の選任)

第4条 委員会は、条例第25条第1項の規定により、姫路市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定した場合には、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるもの（団体にあつては、代表者の定めのあるものに限る。以下「保存関係者」という。）を選任することができる。

2 前項の規定により保存関係者を選任した場合には、姫路市教育委員会（以下「委員会」という。）は、当該保存関係者に認定書を交付するものとする。

(指定書の再交付)

第5条 指定書又は認定書の交付を受けた者が当該指定書又は認定書を汚損し、又は亡失したときは、委員会に様式第5号による再交付の申請をすることができる。

(届出書の様式等)

第6条 次の各号に掲げる市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物に係る届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1項(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更届 様式第6号
- (2) 条例第8条第2項(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の選任又は解任届 様式第7号
- (3) 条例第9条(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更届 様式第8号
- (4) 条例第10条(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の滅失、き損、亡失又は盗難届 様式第9号
- (5) 条例第11条(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所変更届 様式第10号
- (6) 条例第12条(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の修理届 様式第11号
- (7) 条例第27条の規定による市指定有形民俗文化財の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の届 様式第12号
- (8) 条例第33条の規定による市指定史跡名勝天然記念物の土地の所在、地番、地目又は地積の異動届 様式第13号

2 次の各号に掲げる市指定無形文化財又は市指定無形民俗文化財に係る届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市指定無形文化財の保持者若しくは市指定無形民俗文化財の保存関係者の氏名(芸名、雅号等を含む。)若しくは住所又は市指定無形文化財の保持団体若しくは市指定無形民俗文化財の保存関係者の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更届 様式第14号
- (2) 市指定無形文化財又は市指定無形民俗文化財の保持上影響を及ぼす事情が市指定

無形文化財の保持者又は市指定無形民俗文化財の保存関係者に生じたことの届 様式  
第15号

(3) 市指定無形文化財の保持団体又は市指定無形民俗文化財の保存関係者の構成員の  
異動届 様式第16号

(4) 市指定無形文化財の保持者又は市指定民俗文化財の保存関係者の死亡届 様式第  
17号

(5) 市指定無形文化財の保持団体又は市指定無形民俗文化財の保存関係者の解散届  
様式第18号

3 前項第1号、第4号又は第5号に規定する届出書には、認定書を添付しなければならない。

(所在変更の届出)

第7条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 条例第12条(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定により修理の届出  
をした場合

(2) 条例第13条(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定により現状変更等  
の許可を得た場合

(3) 条例第14条(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による  
勧告に基づき管理又は修理を行う場合

(4) 条例第15条(条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定により  
補助金の交付を受けて管理又は修理を行う場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、所在の場所の変更が30日を超えない場合

(現状変更の許可申請等)

第8条 条例第13条第1項(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による市  
指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請は、様式第19号  
の申請書によるものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 設計図及び設計仕様書

(2) 現状変更等の箇所の写真又は見取図

(3) 当該文化財が不動産である場合にあっては、その登記事項証明書

(4) 当該文化財の所有者、管理責任者、権原に基づく占有者その他当該文化財につき正  
当な権利を有する者の承諾書

3 条例第13条第1項（条例第34条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた者は、当該現状変更等に着手したとき及び終了したときは、それぞれその旨を委員会に報告しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第9条 条例第13条第1項ただし書（条例第34条において準用する場合を含む。）の規則で定める維持の措置は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該文化財をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の現状）に復すとき。

(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急措置を執るとき。

（納付金）

第10条 条例第16条（条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。）に規定する納付金の額は、条例第15条第1項（条例第30条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けた補助金の額から次項の規定により算出した控除額及び当該補助に係る修理が行われた後所有者が修理のため自己の費した金額の合計額を控除して得た額とする。

2 前項に規定する「控除額」は、補助に係る修理を行った市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物につき、当該補助金の額を委員会で定めるそれぞれの文化財に係る耐用年数で除して得た金額に、修理を行ったとき以後譲渡し、滅失し、又は価値を減少した時までの年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

（現状変更等の届出の省略）

第11条 条例第27条第1項ただし書の規則で定める場合は、第9条各号に掲げる行為をする場合のほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第30条において準用する条例第15条の規定による補助金の交付を受けて、管理又は修理のため現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合

(2) 非常災害のため必要な応急措置を執る場合

(3) 保存に影響を及ぼす行為にあつては、その影響が軽微な場合

（文化財台帳）

第12条 委員会に、市指定文化財台帳を備える。

(身分証明書)

第13条 条例第18条第2項に規定する身分を証明する証票は、様式第20号によるものとする。

### 第3章 文化財保護審議会

(所掌)

第14条 条例第35条の規定による姫路市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 文化財の指定又は指定解除に関すること。
- (2) 無形文化財の保持者又は保存団体若しくは無形民俗文化財の保存関係者の認定又は認定解除に関すること。
- (3) 条例第13条(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可又は指示に関すること。
- (4) 条例第17条(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限又は禁止に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に関する事項について、委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験者及び文化財に関し識見の高い者のうちから委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、10人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第16条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員8人以内を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第17条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会議を主宰し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 役員の任期は、委員の在任期間とする。
- 6 役員は、再選されることができる。

(会議)

第18条 会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、教育長が招集することができる。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第4章 補則

(報酬及び費用弁償)

第19条 委員又は臨時委員が審議のため会議に出席し、又は当該文化財の調査研究に従事したときは、日額により報酬を支給する。

- 2 委員又は臨時委員が前項の審議等の必要上旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。
- 3 前2項の支給については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年姫路市条例第30号）第2条及び第6条の例によるものとする。

(補則)

第20条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

(文化財審議委員会運営規則の廃止)

- 2 姫路市文化財審議委員会運営規則（昭和41年姫路市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

(3町の編入に伴う経過措置)

- 3 家島町、夢前町及び安富町の編入の日前に、旧家島町文化財の保護に関する条例施行規則（昭和47年家島町教育委員会規則第1号）、旧夢前町文化財審議委員会の組織及び文化財の指定に関する規則（昭和53年夢前町教育委員会規則第1号）又は旧安富町文化

財保護条例施行規則（昭和60年安富町教育委員会規則第26号）の規定によりなされた申請は、この規則の相当規定によりなされた申請とみなす。

附 則（平成17年12月20日教委規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成18年3月27日から施行する。

（不動産登記法の全部改正に伴う経過措置）

- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新不動産登記法」という。）の施行前に交付された不動産登記法（明治32年法律第24号。）第21条第1項に規定する登記簿の謄本は、この規則による改正後の姫路市文化財保護条例施行規則第8条第2項第3号の規定の適用については、新不動産登記法第119条第1項に規定する登記事項証明書とみなす。

附 則（平成23年11月18日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月21日教委規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

姫路市指定文化財指定申請書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

申請者 住 所

氏 名



下記のものは、姫路市の指定を受ける価値のある重要な文化財であると思われまので、  
姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記  
念物に指定下さるよう申請します。

記

名 称		員 数	
形 状			
所 在 地			
申請者と当該文化財の関係			
申請者のほか権原に基づく占有者があるときは、その者の氏名及び住所			
今後の保存管理方法			
その他参考事項 (写真、図面、地図) (伝承等)			

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第2号(第2条関係)

姫路市指定文化財指定同意書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

所有者 住 所  
氏 名 ⑩

占有者 住 所  
氏 名 ⑩

私の所有(占有)する下記の文化財を姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物として指定されることに同意します。

記

名 称	員 数
所 在 地	

(注)「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第3号(第3条関係)

(表)

第 号	指 定 書
名 称	員 数
(当該指定文化財の特徴を示す簡単な事項)	
上記のものを姫路市指定	〔重要有形文化財 重要有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物〕として指定する。
年 月 日	
	姫路市教育委員会 印

(裏)

所有者の 氏 名	所 有 者 の 住 所	所在の場所	交付・再交付又は変 更 の 年 月 日	記載の理由

備考

- 1 次の場合には、この指定書を添えて届け出ること。
  - (1) 指定文化財が変更した場合
  - (2) 指定文化財の所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更した場合
  - (3) 指定文化財の所在の場所を変更しようとする場合
  - (4) この指定書が著しく汚損した場合において指定書の再交付を申請するとき。
- 2 表記文化財の指定の解除の通知を受けたときは、20日以内に、この指定書を姫路市教育委員会に返還すること。

(注)1 指定書の大きさは、縦29.5cm、横21.0cmとする。

- 2 指定書の地の色は、表裏とも淡灰色とし、文字の色は、表裏とも黒色とする。

様式第4号(第3条関係)

(表)

第 号
認 定 書
殿
(芸名、雅号等)
年 月 日〔生 設 立〕
上記のものを姫路市指定〔重要無形 重要無形民俗〕文化財の〔保 持 者 保持団体 保存関係者〕として認定します。
年 月 日
姫路市教育委員会 印

(裏)

認定の要件

備考

- 1 次の場合には、この認定書を添えて届け出ること。
  - (1) 保持者(保持関係者)が氏名(芸名、雅号等を含む。)若しくは住所を変更し、又は保持団体(保存関係者)が名称若しくは住所を変更した場合
  - (2) この認定書が著しく汚損又はき損した場合において認定書の再交付を申請するとき。
- 2 表記文化財の指定の解除の通知を受けたとき、保持者若しくは保持団体(保存関係者)の認定の解除の通知を受けたとき、保持者(保存関係者)が死亡したとき、又は保持団体(保存関係者)が解散(消滅を含む。)したときは、この認定書を姫路市教育委員会に返還すること。

(注)1 認定書の大きさは、縦29.5cm、横21.0cmとする。

2 認定書の地の色は、表裏とも淡灰色とし、文字の色は、表裏とも黒色とする。

様式第5号(第5条関係)

姫路市指定文化財指定書(認定書)再交付申請書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

申請者 住 所

氏 名



指定書(認定書)が滅失(汚損)しましたので、下記のとおり指定書(認定書)の再交付を申請します。

記

名 称	員 数
指定書(認定書)の番号	
滅失(汚損)の年月日	
滅失(汚損)の状況	
その他参考事項	

(注)「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第6号(第6条関係)

姫路市指定文化財所有者変更届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物の所有者が変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
変 更 の 年 月 日	
所有者の変更 旧所有者 住所 氏名	
新所有者 住所 氏名	
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

(注)「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第7号(第6条関係)

姫路市指定文化財管理責任者選任(解任)届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物の管理責任者を選任(解任)しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
選任(解任)の年月日	
管理責任者 住 所 氏 名 T E L	
選任(解任)の理由	
解任の場合、新管理責任者の選任についての見込み	
その他参考事項	

(注) 1 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 旧管理責任者の解任と新管理責任者の選任とを同時に届け出るときは、「管理責任者」欄を「旧管理責任者及び新管理責任者」欄とすること。

様式第8号(第6条関係)

姫路市指定文化財所有者氏名等変更届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物の所有者(管理責任者)の氏名(住所)を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称		員 数	
指 定 書 番 号			
変 更 の 年 月 日			
変 更 事 項			
所有者(管理責任者) の旧氏名(住所)			
所有者(管理責任者) の新氏名(住所)			
変 更 の 理 由			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第9号(第6条関係)

姫路市指定文化財滅失等届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物が滅失(き損・亡失・衰亡)しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
所 在 場 所	
滅失(き損・亡失・衰亡)の年月日(事実を知った年月日)	
滅失(き損・亡失・衰亡)の状況及びとられた措置	
指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、き損の結果、当該物件の保存上受ける影響	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第10号(第6条関係)

姫路市指定文化財所在場所変更届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
所有者の氏名及び住所	
管理責任者の氏名及び住所	
変 更 の 年 月 日	
所 在 場 所 の 変 更 旧 所 在 場 所	
新 所 在 場 所	
変 更 の 理 由	
旧所在場所に復することが明らかな場合は、その年月日	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11号(第6条関係)

姫路市指定文化財修理届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定重要有形民俗文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物を修理しますので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数	
指 定 書 番 号		
所 在 場 所		
所有者の氏名及び住所		
管理責任者の氏名及び住所		
修 理 の 理 由		
修 理 の 概 要		
修理の着手及び終了の予定年月日		
修理施行予定者の氏名及び住所		
そ の 他 参 考 事 項		

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12号(第6条関係)

姫路市指定文化財現状変更等届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形民俗文化財の現状の変更(保存に影響を及ぼす行為)をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
所 在 場 所	
所有者の氏名及び住所	
管理責任者の氏名及び住所	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の理由	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の概要	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の着手及び終了の予定年月日	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の施行者の氏名及び住所	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)のための所在場所の変更予定	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第13号(第6条関係)

姫路市指定史跡名勝天然記念物指定地域  
内土地所在等異動届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所  
氏 名



姫路市史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在(地番・地目・地積)の異動があつたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
所有者の氏名及び住所	
管理責任者の氏名及び住所	
異 動 の 年 月 日	
異 動 の 理 由	
異 動 の 事 項 旧所在(地番・地目・地積)	
新所在(地番・地目・地積)	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第14号(第6条関係)

姫路市指定文化財保持者(保持団体・保  
存関係者)氏名変更届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所  
氏 名



姫路市指定重要無形文化財の保持者(保持団体・姫路市指定重要無形民俗文化財の保存  
関係者の氏名(名称・住所・事務所・代表者)を変更しましたので、下記のとおり届け出  
ます。

記

名 称	
認 定 書 番 号	
変 更 の 年 月 日	
変 更 事 項 旧氏名(名称・住所・事 務所の所在地・代表者)	
新氏名(名称・住所・事務 所の所在地・代表者)	
変 更 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第15号(第6条関係)

姫路市指定文化財保持影響事情発生届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要無形文化財・姫路市指定重要無形民俗文化財の保持上影響を及ぼす事情が当該文化財の保持者(保存関係者)に生じたので、下記のとおり届けます。

記

名 称	
認 定 書 番 号	
発 生 の 年 月 日	
事 情 の 概 要	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第16号(第6条関係)

姫路市指定文化財構成員異動届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要無形文化財・姫路市指定重要無形民俗文化財の保持団体(保存関係者)  
の構成員に異動が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
認 定 書 番 号	
異 動 の 年 月 日	
構 成 員 の 異 動	
異 動 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第17号(第6条関係)

姫路市指定文化財保持者(保存関係者)

死亡届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要無形文化財・姫路市指定重要無形民俗文化財の保持者(保存関係者)が死亡しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
認 定 書 番 号	
死 亡 の 年 月 日	
死亡した保持者(保存関係者)の氏名及び住所	
死 亡 の 原 因	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第18号(第6条関係)

姫路市指定文化財保持団体(保存関係者)解散届出書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要無形文化財・姫路市指定重要無形民俗文化財の保持団体(保存関係者)が解散しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
認 定 書 番 号	
解 散 の 年 月 日	
解散した保持団体(保存関係者)の名称及び事務所の所在地	
解 散 の 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第19号(第8条関係)

姫路市指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

姫路市教育委員会殿

届出者 住 所

氏 名



姫路市指定重要有形文化財・姫路市指定史跡名勝天然記念物の現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

名 称	員 数
指 定 書 番 号	
所 在 場 所	
所有者の氏名及び住所	
管理者責任者の氏名及び住所	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の理由	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の概要	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の着手及び終了の予定年月日	
現状変更(保存に影響を及ぼす行為)の施行者の氏名及び住所	
所在場所の変更予定	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「氏名」欄は、団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第20号(第13条関係)

(表面)

写 契 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職 名 氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、姫路市文化財保護条例第18条に規定する立入調査等を行うことができる調査員であることを証明する。		
姫路市教育委員会 印		

(裏面)

姫路市文化財保護条例(抜すい)
(報告又は調査)
第18条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求め、又はその職員に市指定有形文化財の所在する場所に立ち入って調査をさせることができる。
2 前項の規定により立ち入り調査する場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第2条関係)
- 様式第3号 (第3条関係)
- 様式第4号 (第3条関係)
- 様式第5号 (第5条関係)
- 様式第6号 (第6条関係)
- 様式第7号 (第6条関係)
- 様式第8号 (第6条関係)
- 様式第9号 (第6条関係)
- 様式第10号 (第6条関係)
- 様式第11号 (第6条関係)
- 様式第12号 (第6条関係)
- 様式第13号 (第6条関係)
- 様式第14号 (第6条関係)
- 様式第15号 (第6条関係)
- 様式第16号 (第6条関係)
- 様式第17号 (第6条関係)
- 様式第18号 (第6条関係)
- 様式第19号 (第8条関係)
- 様式第20号 (第13条関係)